

衆議院内閣委員会ニュース

平成 22.4.9 第 174 回国会第 5 号

4月9日(金) 第5回の委員会が開かれました。

- 1 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第32号)
国家公務員法等の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外4名提出、衆法第9号)
幹部国家公務員法案(塩崎恭久君外4名提出、衆法第10号)
- ・仙谷国務大臣(公務員制度改革担当)、大島内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、階総務大臣政務官及び大串財務大臣政務官及び政府参考人並びに提出者塩崎恭久君(自民)、柴山昌彦君(自民)、菅原一秀君(自民)、西村康稔君(自民)及び山内康一君(みんな)に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

大 泉 ひろこ君(民主)

- ・「政」と「官」の役割分担について仙谷国務大臣の所見を伺いたい。
- ・内閣で幹部職員人事を一元管理することのことだが、適格性審査はどのようにして行われるのか。
- ・事務次官の官職を今後見直すことについて仙谷国務大臣はどのように考えているのか。
- ・国際的な感覚の必要性など、これからの公務員に求められる条件は何か。

橋 本 博 明君(民主)

- ・官民人材交流センターによる再就職のあっせん状況について、鳩山政権下と前政権下での実績とそのなかであっせんを受けた社会保険庁職員の人数を伺いたい。
- ・官民人材交流センターと民間人材登用・再就職適正化センターとは、どのように違うのか。また、一般的に離職する職員は、どのようにして再就職を行うのか。民間人と同様の再就職を行うのか。
- ・内閣人事局へ総務省や人事院等の機能移管を行わないで、内閣は幹部職員人事の一元管理を行うことができるのか。そもそも、なぜ内閣人事局への機能移管を行わないのか。

中 川 秀 直君(自民)

- ・鳩山内閣総理大臣は、平成 22 年 4 月 6 日のいわゆる「ぶら下がり」取材において、国家公務員法等改正案の「修正協議に応じるつもりは全くない」という発言をした。これは議会の審議権・修正権を否定し、権力分立の原則を否定するものである。仙谷国務大臣の見解及び政府の統一見解を出して頂きたい。

- ・「内閣衆質 174 第 126 号平成 22 年 2 月 26 日衆議院議員中川秀直君提出天下り・渡りに関する質問に対する答弁書」で示された事例のうち、現政権の天下り・渡りの定義上許すことのできない天下り・渡りの事例及びその理由を伺いたい。
- ・政府は天下り・裏下りの解釈を狭めることによって、結局は天下りを容認しているのではないか。天下りの根絶について、提出者及び仙谷国務大臣の見解を伺いたい。

甘 利 明君(自民)

- ・菅副総理は、イギリスの制度を手本とするべきとの見解を示しているが、民主党が目指す国家統治の在り方、政・官関係の在り方についての仙谷国務大臣の見解を伺いたい。
- ・国家公務員制度改革基本法第 1 条の目的規定において「国家公務員に関する制度を社会経済情勢の変化に対応したものとする」としていることにかんがみ、級別定数管理機能、機構・定員管理機能を内閣人事局に移管する必要があると考えるが、政府案において移管しなかったのは何故か。
- ・政府案では、第 171 回国会提出法案では 3 段階であった幹部職の職制上の段階を 1 段階にしているが、人事の公正性と政治応答性をどのように整理して整合性をとるのか、仙谷国務大臣の見解を伺いたい。

橋 慶一郎君(自民)

- ・公務員制度改革は、国家公務員制度改革基本法を遵守して進める必要があると考えるが、政府案ではなぜ基本法を改正したのか。また、今回措置されていない事項を措置する関連法案は、次期通常国会に提出するのか。

- ・対案では、内閣人事局が総人件費管理機能を担うこととされているが、この効果について提出者に伺いたい。また、政府案及び対案における内閣人事局の定員等について伺いたい。
- ・政府は、総人件費を2割削減するとしているが、総人件費の削減は困難である。このため、総人件費削減の方針を閣議決定する必要があると考えるが、仙谷国務大臣の見解をお伺いしたい。

高 木 美智代君（公明）

- ・天下りの問題点や早期退職勧奨を禁止するのかどうかについての仙谷国務大臣の認識を伺いたい。また、定年まで勤務できる環境の整備のための具体的な方策について伺いたい。
- ・総人件費を2割削減するためには、スタッフ職の拡充や公益法人等への出向など様々な方策を検討する必要があると考えるが、仙谷国務大臣の見解を伺いたい。
- ・天下りを根絶するためには、内閣総理大臣による再就職支援の援助の規定を削除すべきと考えるが、仙谷国務大臣及び対案提出者の見解を伺いたい。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・事務次官級、局長級及び部長級を同一の職制上の段階に属するものとみなすことになると、現在、事務次官級、局長級及び部長級に区分してそれぞれの基準を規定している標準職務遂行能力は、一つにまとめられることになるが、一つにまとめられる標準職務遂行能力は、どのような基準となるのか明示して欲しい。
- ・一つにまとめられることにより、標準職務遂行能力の規定がますます抽象的になり、幹部職員の人事が恣意的に行われる危険性が高まると思うが、仙谷国務大臣の所見を伺う。